

目標5 個性と創造力あふれる、心豊かな人づくり

主要施策 5-1 生涯学習の推進

1) 生涯学習の推進

■現状と課題

ICT（情報通信技術）や環境問題をはじめ、近年の急速な技術革新や生活課題の多様化などを背景として、だれもが、いつでも、どこでも生涯を通じて学び続け、自己を高め、自己実現を図ることができるよう“生涯学習”を進めていくことがますます重要となっており、そのための総合的な環境づくりが求められています。

本村では、このような視点に立ち、中央公民館等を拠点として、社会の動きや住民のニーズに即した各種講座、講演会、セミナーなどの開催に努めてきました。

生涯学習社会を実現するためには、教育委員会はもとより府内関係課との連携を密にし、生涯学習関連施策・事業の総合的な調整に努め、多様な学習機会を提供していくことが不可欠です。

すべての住民が主体的に選択しながら多様な学習活動を行えるよう、全庁的な生涯学習推進体制を確立し、関連施策・事業の総合調整に努めるとともに、生涯学習関連施設の整備充実や住民にとって利用しやすい施設となるよう配慮していくなど、選択性の高い生涯学習環境の整備に取り組む必要があります。

■施策の方針

村民が学習ニーズに応じて学習機会を多様に選択しながら、生涯にわたって学び合い自己実現を図ることができるよう、住民の学習活動を支援する総合的な生涯学習推進体制や施設充実に努めるなど、生涯学習推進の総合的な環境整備を目指します。

学習意欲や興味に応じて住民が生涯を通じて、だれでも、いつでも、どこでも主体的に学ぶことができる質の高い学習環境の創出を図ります。

学習の成果が地域づくりや国際交流、教育、人材の育成などにつながるよう、地域・学校・家庭の連携を強化します。

■事業の内容

- 総合的な生涯学習推進体制の確立
- 生涯学習関連施設の設備充実
- 学習指導体制の充実



主要施策 5-2 学校教育の充実

1) 学校教育の充実

■現状と課題

現在、少子化の進行、情報化や国際化など社会の情勢の変化、学力低下、家庭環境の変化、人間関係の希薄化、子どもたちが巻き込まれる犯罪の増加など子ども達を取り巻く社会環境は、目まぐるしく変化しています。このような現状の中で、学校教育においては、一人ひとりを大切にし、自ら学び、考え、行動できる能力を育むことが求められています。

子どもたちが、保・小・中学校教育を通して、良好な人間関係をつくる力や社会生活に適応できる力を身に付けるとともに、他人への思いやりや感動する心を育むことが求められる中で、家庭・地域・学校が一体となって、次代を担う子どもたちを育成することが必要です。特に、学校においては、子どもたちや地域の実情に応じた特色ある教育の推進を図ることが必要です。

■施策の方針

人間尊重の精神及び豊かな心の育成をするとともに、確かな学力の育成やたくましく生きるためにの健康と体力の向上を図り、郷土愛の涵養と住民としての自覚の高揚を図ります。

■事業の内容

- 学校図書館の充実
- インターネットによる学校情報の発信
- 保・小・中及び家庭・地域との連携体制の確立
- 開かれた学校づくりの推進
- 自然体験・勤労体験学習の推進
- 環境教育の推進
- 郷土愛を育む教育の推進
- 外国語指導助手による国際理解教育の推進
- 特別支援教育の体制づくり
- 個人に適した食育の推進
- いじめ・体罰のない学校づくり
- ICT を活用した事業の推進
- むし歯予防及び検診の取組強化

年 度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学生	北 小	46	43	41	37	34	25	22	20	23	26	26
	南 小	268	249	245	242	244	231	225	219	221	200	196
	小 計	314	292	286	279	278	256	247	239	244	226	222
中 学 生	合 計	175	169	145	143	132	142	147	149	134	128	123
	合 計	489	461	431	422	410	398	394	388	378	354	345

※平成 26 年度以降は推計

主要施策 5-3 社会教育の充実

1) 社会教育の充実

■現状と課題

少子高齢化や情報化、科学技術、あるいは国際化の進展など社会経済環境の急速な変化の中で、生涯の各時期に応じて常に新しい知識・技能の修得を行うための学習活動が必要となっています。

本村では、住民が主体的に学び続けることができるよう、社会教育、学校教育など関連事業の連携を図りながら生涯学習の普及啓発や学習機会の提供に努めてきました。

今後も、一段と多様化・高度化していくことが見込まれる住民の学習ニーズや学習課題に対応していくためには、全村的な取り組みを一層強め、必要な施設の整備充実に努めながら生涯学習推進の視点に立った体系的な学習機会を提供していくことが求められます。

生涯学習の中心の一つをなす社会教育事業について、乳幼児から高齢者に至るまで体系的な学習プログラムを提供していくとともに、指導相談体制を充実していく必要があります。

■施策の方針

「相良村社会教育指導の重点」に基づき、住民一人ひとりがそれぞれの学習ニーズや学習課題を的確にとらえながら社会教育の充実に努め、ライフステージに対応した体系的な学習機会の提供を目指します。

■事業の内容

- 家庭教育の充実
- 青少年の健全育成
- 成人教育の充実
- 高齢者教育の充実
- 時代変化に対応した学習機会の提供



主要施策 5-4 地域文化の振興

1) 芸術・文化の振興

■現状と課題

文化は、長い歴史の中で築き上げられてきたものであり、社会において人と人のつながりを形成し、人が自分らしく生きるための自己表現の手段でもあります。

生活水準の向上、余暇時間の増大、長寿化など社会が成熟化・多様化するなか、芸術文化活動は活気と個性あふれる村を築く上でも大きな役割を果たしています。一人ひとりが心豊かに生きる社会を目指し、さらなる振興を図っていくことが求められています。

地域文化の担い手である住民一人ひとりが、多様な文化活動に取り組めるように、幅広く文化に触れる機会を確保し、芸術・文化活動を自主的に運営できる人材を育成することが必要です。また、相良村文化協会を文化交流の中心として位置づけ、広域レベルでの交流を進めていくことも課題であり、こうした文化交流を通して、住民が自らの創造性と感性を養い、新しい文化づくりにつなげていくことが必要です。

■施策の方針

住民が自主的に行う文化・芸術活動を支援し、企画運営のための人材育成に努めることで、相良村文化協会を中心とした住民と行政の協働による芸術・文化のむらづくりを進めます。

■事業の内容

- 文化・芸術活動に携わるリーダーやボランティアの育成
- 住民が主体的に芸術・文化活動の企画・運営に関わることができる仕組みづくり
- 優れた芸術や文化に触れる機会の提供
- 住民による創作や発表の場の提供



2) 文化財の保存・活用

■現状と課題

本村には、各種文化財や天然記念物があります。その中には国指定重要文化財等があり、この貴重な文化財を未来に受け継ぐべく保存していかなければなりません。

先人から受け継いだ貴重な文化財の中には、開発の進行などにより、保護や保全が早急に必要なものがあります。また、地域の民俗芸能・伝統行事の中には、生活様式の変化、後継者不足などにより消滅の恐れのあるものが含まれており、これらの保存・継承活動に対する支援が必要です。

住民が文化財に対する理解を深め、保護する心を育てるとともに、文化遺産への誇りが郷土愛に結びつくように文化財の保存・伝承ならびに文化財の活用などの対策を充実させ、重要な文化財を次の世代に引き継いでいくことが必要です。

■施策の方針

重要文化財の現状の把握と保存・活用に努め、その価値を広く周知することで、住民の郷土に対する理解を深め、貴重な文化財を後世に継承していく環境づくりに努めます。

■事業の内容

- 文化財保存のための支援
- 遺物や史料に触れる学習会などの実施
- 地域と協力した民俗文化財の保存
- 伝統芸能の保存継承のためのビデオ撮影

■相良村内の国・県指定等文化財一覧（平成25年4月1日現在）

名 称	指定内容	種 别	指定・登録年月日
十島菅原神社本殿・拝殿	国指定	重要文化財(建造物)	平成6年7月12日
球磨神楽(球磨地域一円)	国指定	重要無形民俗文化財	平成25年3月12日
相良村ふるさと館	国登録	有形文化財(建造物)	平成19年7月31日
井沢権現社中央殿・脇殿・摂社	県指定	重要文化財(建造物)	平成10年1月28日



■相良村指定文化財（平成25年4月1日現在）

種 別	名 称	指 定・登 録 年 月 日
有 形 文 化 財	山本神社本殿	平成4年6月22日
	四浦阿蘇神社本殿	平成16年5月18日
	刀剣	昭和62年1月21日
	山本神社棟札	平成4年6月22日
	永池家古文書	昭和53年7月17日
	経筒	昭和62年1月21日
	免田式土器	昭和62年1月21日
無 形 民 俗 文 化 財	大谷太鼓踊り	昭和62年1月21日
	初神棒踊り	昭和62年1月21日
	上川下獅子踊り	昭和62年1月21日
	永江太鼓踊り	昭和62年1月21日
民 俗 文 化 財	相良三十三観音十四番札所十島觀音堂内聖觀音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十五番札所蓑毛觀音堂内十一面觀音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十六番札所深水觀音堂内聖觀音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十七番札所上園觀音堂内聖觀音像	平成13年2月22日
	相良三十三観音十八番札所廻り觀音堂内聖觀音像	平成13年2月22日
史 跡	十島菅原神社境内	平成13年2月22日
天 然 記 念 物	初神のイチョウ	平成5年3月15日
	中の原薬師堂のヤマザクラ	平成5年3月15日
	中の原薬師堂のイチョウ	平成5年3月15日
	夜狩尾のモミ	平成5年3月15日
	晴山のイチョウ	平成5年3月15日
	平川地蔵堂のカヤ	平成5年3月15日
	古見院のタブ	平成5年3月15日
	山本神社のナギ	平成5年3月15日
	新村のエノキ	平成5年3月15日
	井上家のナギ	平成5年3月15日
	新村のケヤキ	平成5年3月15日
	棚葉瀬神社のタブ	平成5年3月15日

主要施策 5-5 生涯スポーツの振興

1) 生涯スポーツの振興

■現状と課題

生涯にわたりスポーツ・レクリエーションなどに親しむことは、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、地域間交流、世代間交流の促進、青少年の健全育成、高齢者の生きがいと若者の定住を促進し、地域コミュニティの活性化、地域イメージの向上につながります。このことから、健康で明るく豊かな活力ある地域社会を築く上で生涯スポーツの振興は、極めて重要であり、より一層の普及、奨励が求められています。

本村では、これまで生涯スポーツの振興を重要施策とし、各関係団体と一緒に事業に取り組んできました。今後は、住民一人ひとりがスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康・体力づくりを実践できるよう、交流機会の提供に努めるとともに、住民のニーズに対応できる、幅広く専門性を兼ね備えた指導者の育成・確保と生涯スポーツ推進体制の整備充実を図り、総合型地域スポーツクラブ等の地域に密着した多様なスポーツ支援策を講じていく必要があります。

既存の施設については、スポーツ活動だけでなく、各種のコミュニティ活動や文化活動など、多様化した生涯学習のニーズに広く対応できるよう活用方法を検討する必要があります。

競技スポーツの振興においては、競技選手の減少や協会構成員の高齢化などが見られ、活動が厳しい状況にあります。今後は、関係団体の組織強化を図るとともに、競技選手の育成強化や優秀な指導者の養成・確保が課題です。

■施策の方針

スポーツニーズの多様化に対応し、スポーツを通じた地域コミュニティの形成のため、スポーツを通じた交流機会の充実、指導者の育成や施設の整備等を図り、子どもから高齢者まで誰もが手軽にスポーツライフを楽しめる環境づくりを進めます。

施設の安全性の向上や施設整備の充実、各種大会に通用する競技選手の育成についても取り組みます。

■事業の内容

- 生涯スポーツ活動の振興
- 競技スポーツの振興
- スポーツを通じたコミュニティづくり
- 指導相談体制の充実
- スポーツ施設の整備充実
- スポーツ交流事業の推進



主要施策 5-6 人権の尊重

1) 人権教育

■現状と課題

人権とは、誰もが生まれながらに持っている自分らしく幸せに生きる権利のことですが、地域社会や価値観の多様化が進むなかで、人権に対する正しい理解と認識が十分になされず人権侵害などの問題が発生しています。人権の世紀といわれる21世紀を迎えた今でさえも、さまざまな偏見や差別の問題が存在し、人権尊重の理念が必ずしも定着しているとは言えない状況にあります。

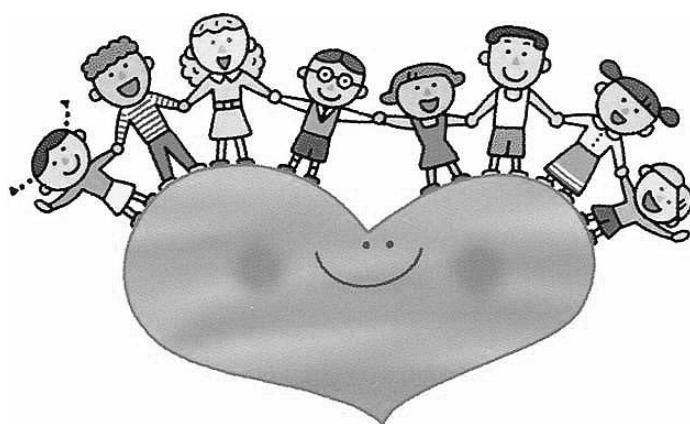
人権問題は、住民一人ひとりの意識や行動に直接的にかかわるものであり、一人ひとりが大切にされるむらづくりを目指し、人権感覚を育む教育の推進と充実を図ることが重要です。女性や子どもも、高齢者、障がい者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を築いていくことが必要です。

■施策の方針

差別や偏見がなく、基本的人権が尊重された一人ひとりが大切にされるむらづくりを目指し、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動により、人権教育を進めます。

■事業の内容

- 人権啓発活動の推進
- 人権教育の充実



2) 男女共同参画社会の形成

■現状と課題

「男女共同参画社会基本法」により、法律や制度の面での男女平等はほぼ実現されましたが、未だ男女共同参画社会の実現を阻む男性中心の社会の仕組みと、社会的性差別意識が根強く残っています。家事、育児、仕事、介護など様々な分野において依然として課題が残されており、女性に対する人権侵害や犯罪が後を絶たないという状況があります。こうしたなか、平成21年度に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、仕事と生活の調和を重視するワーク・ライフ・バランスの考え方が広まってきています。

また、個人の尊厳を害し、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害としてDV（ドメスティック・バイオレンス）が社会問題となってきたため、平成24年に「DV 対策基本計画」を策定し、DVの防止やDV被害者の支援の取り組みを積極的に実施してきました。

本村では、「相良村男女共同参画推進基本計画」を基に、一人ひとりの意識改革はもちろん、地域や職場、家庭などの分野で男女が対等で自立した人間として尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる男女共同参画の視点に立った意識啓発を行うなど、体系的な男女共同参画の推進に努めることが必要です。

■施策の方針

「相良村男女共同参画推進基本計画」に則り、住民・企業・行政・関係機関との連携により、学習や教育を推進し、家庭や地域、職場等で男女がパートナーとして尊重し合い、協力し合う意識の醸成を図ります。

政策や方針を決定する場への女性の参画機会を増やすとともに、PTAや地域の活動に男女が共に参画しやすい環境の形成に努めます。

ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行い、仕事と家庭生活や地域活動の両立を促進します。

人権を尊重し、DVやセクシュアル・ハラスメント等を許さない意識啓発を推進し、DV被害者への相談・支援体制を充実します。

■事業の内容

- 男女共同参画意識の啓発
- 男女共同参画に関する講演会・研修会の充実
- DV 被害者への相談体制の充実
- 審議会や村における職員の女性登用促進
- 男女格差のない就労条件の推進

